八二三から二八四一まで、二八四二の一、二八五〇の一、二八五二、二八五五の一、二八五六から二八五九まで、二八六〇の一、二八六〇の二、二八六一、二八六二、二九〇四、二九一〇の一、二九一一から二九一五まで、二九一六の一、二九一六の二、二九一七から二九二一まで、二九二二の一、二九二二の二、二九二三、二九二五、二九三七から二九三九まで、二九四〇の一、二九四〇の四、二九四〇の五、二九五八の一、二九五九の一、二九六〇から二九六二まで、二九六三の一、二九六三の二、二九九〇から二九九三まで、二九九六、三〇〇二、三〇〇三の一、三〇〇三の二、乙二三九五、乙二五一五、乙二五七二の一、乙二五七二の二、乙二七六一、乙二八三三、字滝谷三〇七七から三〇八〇まで、三〇九四、三〇九五の一から三〇九五の四まで、三〇九六、三〇九八の一、三〇九八の二、三〇九九の一、三〇九九の二、三一〇〇の二から三一〇〇の四まで、三一〇七から三一一まで、三一一二の一、三一一三、三一一三七、三一一五九の二、三一一五九の一、三一一五九の三、三一一六一の一、三一一六二から三一一六四まで、三一一六五の一から三一一六五の四まで、三一一六六の一、三一一六六の二、三一一六七、三一一六七の一、三一一六八から三一一七〇まで、三一一七一の一から三一一七一の三まで、三一一七二、三一一七三の一、三一一七三の二、三一一七四から三一一八一まで、三一一八二の一、三一一八二の二、三一一八三の一、三一一八三の二、三一一八四、三一一八五、三一一八五の乙、三一一八六、三一一八七の一、三一一八七の二、三一一八八、三一一八九、三一一八九の乙、三一九〇の一、三一九〇の二、三一九一から三一九三まで、三一九三の乙、三一九四の一、三一九四の二、三一九五の一、三一九五の二、三一九六、三一九七の一から三一九七の三まで、三一九八、三一九八の子、三一九八の丑、三一九九から三二〇三まで、三二〇四の一、三二〇四の二、三二〇五の一、三二〇五の二、三二一三から三二一五まで、三二一六の一から三二一六の三まで、三二一七から三二一七まで、三二二九の一、三二三〇から三二三一まで、三二三四の一、三二七四から三二七六まで、三二七七の一から三二七七の三まで、三二七八、三二七九の一、三二七九の三、三二八〇から三二八四まで、三二八五の一から三二八五の四まで、三二八六から三二八九まで、三二九〇の一、三二九一、三二九五の一、三三二五の一、三三二五の九から三三二五の一三まで、乙三二一〇八、乙三二一八七、字当の浦三三三〇の一、三三三一の一から三三三一の四まで、三三三二、三三三三、三三三三の乙、三三三四の一、三三三五、三三三六の一、三三三七の一、三三三七の三、三三三七の四、三三四三の二、三三四三の四、三三四四の一から三三四四の五まで、三三四五、三三四六、三三四六の乙、三三四七から三三五〇まで、三三五一の一から三三五一の三まで、三三七五の一、三三九六、三三九七、三三九七の乙、三三九八から三四〇〇まで、三四〇〇の子、三四〇一、三四一二、三四一三の一、三四一四、三四一五、三四一六の三、三四四三、三四四四、三四四五の一、三四四六、三四四六の子、三四四七の一、三四四八の一、三四四八の二、三四四九の一、三四四九の二、三四五〇、三四五一の一、三四五一の三、三四五二の一、三四五三の一、三四五四、三四五五の一から三四五五の三まで、三四五五の六、三四五五の七、三四五六、三四九九、乙三三三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

第二項の表米子ＶＯＲの項中「平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止」を「平成22年３月11日から供用再開」に改め、同表中海ＶＯＲの項及び大路ＶＯＲの項を削り、同表雄山ＶＯＲの項中「平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止」を「平成22年３月11日から供用再開」に改める。

第四項の表関西２４ＬＩＬＳの項中「237°」を「238°」に、「カテゴリーⅠ」を「カテゴリーⅡ」に改める。

第五項の表米子ＤＭＥの項中「平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止」を「平成22年３月11日から供用再開」に改め、同表中海ＤＭＥの項及び大路ＤＭＥの項を削り、同表雄山ＤＭＥの項中「平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止」を「平成22年３月11日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月十一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十一号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設